

ハッ場ダム住民訴訟通信-88

2013年6月8日発行

あわや“結審”。東京高裁いきなり暴走。

園田裁判長「もはや審理は尽くした。今日で終わりにしたい」

5月21日、第1回控訴審口頭弁論は思わぬ展開を見せました。私たち控訴人の陳述が終わり、被控訴人の陳述のないことを確かめた園田裁判長は「今後の進行について我々3人で合議する」と休廷を宣言。再開後の第一声が冒頭の発言です。その発言に被せるように「何故か、その理由を」と坂本弁護士。「合議の結果だ」と裁判長。「理由は言えないのか」と詰め寄る坂本弁護士。「合議の結果だ」と突っぱねる裁判長。「すべてとは言いません、一部でも教えて下さい」と下から出る五来弁護士。「そこまで言うのなら、もう1回期日を入れましょう」と裁判長。多分裁判官3人の合議は①出来たら今日で結審②粘られたらもう一回。とのシナリオが作られていたのでしょうか。行政という権力の暴走を裁くべき司法が、権力をかさに自ら暴走するとは…。この国の権力の腐敗があからさまになった一場面でした。東京地裁が放棄しようとした審理を以下に記します(弁論要旨より)。

水戸地裁が是とした水需給計画は実績とますます乖離しています。

ハッ場ダムの給水地域にあたる「利根水系」の水需給計画と実績を対比して見ましょう。同地域の1日最大給水量は2001年61.4万トン/日が、2011年には60.2万トンと横ばいから漸減方向にあります。でも計画は2011年78.6万トン。2020年には85.2万トンと乖離は誰の目にも明らか。もう一度審理すれば「計画は不合理」と判断するしかないでしょう。

取手付近で数センチの治水効果が「著しい利益」でしょうか。

治水は、水戸地裁では審理の対象にならなかった「ハッ場ダムによって茨城県が「著しい利益」を得るか否か」が問題です。国土交通省によるとハッ場ダムの治水効果は八斗島地点で1,176トン/秒。でも、その水量が取手付近では80~280トン。洪水位にして5~19cmと僅かなもの。この程度の治水効果が「著しい利益」に相当するとはとても思えません。

判決後、地すべりの危険箇所は4倍に、対策費用は25倍に。それでも地裁判決は妥当？

地すべりの危険性は、一審当時、国交省が示したダム湖周辺の危険地区は22箇所。でも対策の対象としたのは僅か3箇所、費用は5.8億円でした。私たちの「危険過ぎる」との訴えを、水戸地裁は「国が地すべりの危険性を放置しているとは認められない」と一蹴。ところがその後「ハッ場ダム検証の報告書」では、危険地区を11箇所(1箇所は対策済み)、費用は110億円に増額。その上代替地5地区、40億円も追加する有り様。水戸地裁判決はボロボロになっています。

真実を求め、証人尋問も請求しています(敬称略)。

私たちは、次の証人を招へいして尋問を行うよう東京高裁に求めています。

・利根川の基本高水の虚偽

大熊 孝(新潟大学名誉教授)…基本高水22000トンの虚偽の立証。

山田邦博(関東地方整備局河川部長)…基本高水策定の責任者。

小池俊雄(日本学術会議基本高水分科会委員長)…関東地整の基本高水を追認した責任者。

・茨城県にとって治水効果が「著しい利益」に相当するか

荒川泰二(関東地方整備局河川計画課長)…治水効果の計算責任者。

小野寺誠一(茨城県土木部長)…茨城県の治水責任者。

・茨城県の過大な水需給計画と水道料金

嶋津暉之(水源開発問題全国連絡会共同代表)…過大な水需給計画と実績との乖離を立証。

古沢喜幸(原告・土浦市議)…県と市町村の過大な水供給契約が水道料金の高騰の原因を立証。

・地すべりの危険性

坂巻幸雄(日本科学者会議災害問題研究委員会委員)…岩盤・地すべりの危険性を立証。

以上の証人による立証、尋問なくして如何に真実を求めるのでしょうか。

拝啓、東京高裁様。控訴審の役割は、水戸地裁判決の当否を判決後に判明した事実をもって審理することではないのでしょうか。

ハッ場ダム裁判に求められるのは「司法は行政を裁けるか」にある。その覚悟はあるか。

控訴人意見陳述 塚越恵子さん

私たちがハッ場ダム住民訴訟に踏み切ってから、8年6カ月の歳月が流れました。私の人生でいえば1/8にも相当する時間です。この短くない歳月、私はこの国の憲法が踏みじられる様を目の当たりにしてきました。官僚の前に屈する政治と、一審判決に見る司法の判断放棄という姿です。

この国の主権者は誰なのか、代議制による間接民主主義は機能しているのか。三権は本当に分立しているのか。この法廷にある控訴人、被控訴人、裁判官各位におかれても、この常態化した憲法の危機は共有されているものと信じます。

民主主義は諦めた時が終わりです。私たち一人一人は自らに係ること、気づいたこと、関心のあることに着目し、「税金の無駄遣い」「明らかな不平等」「人権の侵害」などを指摘し声を上げなければならないのです。

私たちの場合、それが「ハッ場ダム」にあたります。ハッ場ダムは計画以来60年、既に治水も利水もその目的を失っています。詳しくは代理人の弁論によりますが、治水でいえば、ハッ場ダム建設の根拠となるカスリーン台風の実績流量・想定流量、それを基にした基本高水は、データも計算基準も虚偽と捏造が暴かれ、先の利根川・江戸川有識者会議においても学者間の論争に耐えられず、関東地整は強引に幕引きをせざるを得ない状況に追い込まれました。利水にあっては、「いばらき水のマスタープラン」は破たんを繰り返し、一昨年ハッ場ダム検証の場に提出した「長期水需給計画」は、茨城県総合計画において2020年度人口を285万人としながら、297万人とする現行のマスタープランを平然と提出しました。公務員に有るまじき非常識な行為です。ここまで虚偽、非常識があからさまになれば、私たち市民の常識ではハッ場ダム事業は当然中止になります。

それでもなお、私は大きな不安の中にいます。私たちに許された住民訴訟は、国の政策の当否を直接訴えるものではないからです。しかし、住民訴訟という地方公共団体の公金支出の差し止めを求める遠回りな手段をしても、司法が憲法を重んじ、民主主義を守る意思さえ持てば、結果として私たちの訴えには十分に応えられる筈のものです。

しかし、一審の水戸地裁判決、先に下された東京裁判の高裁判決は、そうした意思を微塵も感じさせないものでした。被告(被控訴人)はもちろん、判事の側も、公金の支出、つまり財務会計行為をひたすら「支払い手続き」に狭め、「不当・不法行為はない」と断じました。今日の日本において、公務員が公金の支払い手続きにあたって、不当・不法行為をすることは

先ず考えられません。支出の当否は手続きの先、原因行為にあることは企業にあっても家庭においても、論ずるまでもないことです。ここまで判断基準を狭め、法を杓子定規に当てはめるだけなら、コンピュータにまかせても済むことでしょう。

「何故人が裁判を」といえば、裁判は“人の業”を切り裂き、腑わけし、審判する作業だからです。審判にあたる人は、自らの内なる業を知り、それを乗り越えることが求められます。

ところで、公務員の組織では、裁量というベールにくるまれ、嘘も公益となり大義に化けることも無くはないのです。裁きはそこに踏み込んで欲しいのです。生身の人間だからこそ裁ける審判をして頂きたいのです。

この国の一部の公務員は強い「選民意識」で支えられています。選民意識は組織の枠を越え、公務員全体で共有され、互いを補完し巨大な権力構造をつくっています。それが結果として主権者の代理人を牛耳り、間接民主主義を破壊していることも少なくありません。

行政の裁量について述べます。かつて高度成長時代は税収も増え続け、国民への分配も右肩上がりでした。こうした状況にあつては、行政の裁量にたとえ偏りがあっても、全体がプラスになっていること、時間差で配分が回ってくることなどから、不公平も往々にして見逃されてきました。

今は違います。国が国民に負担を求める時代です。負担の偏りは小さなものでも許されません。八ッ場ダムの事業費 4600 億円は、医療費や教育費、年金や生活保護費などの削減なくして賄えないでしょう。行政の裁量権を徒に認めることは、憲法第 25 条「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」に抵触すると考えるべきです。

この裁判に求められるのは、地方公共団体の公金支出が違法か否か、というだけのことではありません。憲法を守れるか否かです。この裁判では司法が行政を裁けるか、にあります。すでに「一票の格差」では司法が立法を裁きました。

当法廷が司法の独立を守り、厳正な判断をされますことを心よりお願いします。

人の上に国をつくらず

■霞ヶ浦導水事業を考える 15 周年集会

日時：6 月 15 日(土)午前 10 時 30 分～午後 4 時 30 分

場所：霞ヶ浦環境科学センター多目的ホール

登壇者；柏村忠志 濱田篤信 吉井孝二 神原禮二 導水裁判弁護団他

主催：霞ヶ浦導水事業を考える県民会議

八ッ場ダム裁判控訴審第 2 回口頭弁論

日時：7 月 12 日(金)午後 4 時 場所：東京高裁 825 号法廷

交通：地下鉄千代田線「霞が関」出口 A-1 徒歩 2 分 東京高裁は駐車も可能です。
この法廷が勝負の分かれ目です。お誘い合わせの上、傍聴席を満席にしましょう。

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会 代表：濱田篤信 船津寛 柏村忠志

事務局：神原禮二 〒302-0023 取手市白山 1-8-5 携帯：090-4527-7768